（削る）	
二百二十八～二百三十九　（略）	
（削る）	
二百四十～二百六十八　（略）	
（削る）	
二百六十九～二百九十八　（略）	
（医療等の用途）	
第二条　法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。	
一～五　（略）	
六　前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途	
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
七　（略）	

二百三十　五―ペンチル―二―〔二―フェニルプロパン―二―イル〕―二・五―ジヒドロ―一Ｈ―ピリド〔四・三―ｂ〕インドール―一―オン及びその塩類	
二百三十一～二百四十二　（略）	
二百四十三　メチル＝三・三―ジメチル―二―〔一―（ペンタ―四―エン―一―イル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド〕ブタノアート及びその塩類	
二百四十四～二百七十二　（略）	
二百七十三　一―〔一―（三―メトキシフェニル）シクロヘキシル〕ピペリジン及びその塩類	
二百七十四～三百三　（略）	
（医療等の用途）	
第二条　法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。	
一～五　（略）	
六　前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途	
（略）	（略）
一―（一・二―ジフェニルエチル）ピペリジン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）
（略）	（略）
七　（略）	

附　則

1　この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百五十号）の施行の日から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。